**○中部地方整備局告示第百六十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 亀山市関町越川字方時一一〇番地内 | 前 | 一七五・〇〇～一七五・〇〇 | 〇・〇一四キロメートル |
| | 後 | 一七五・〇〇～一七六・三七 | 〇・〇一一キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

**○中部地方整備局告示第百六十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 長野県下伊那郡阿智村駒場一四九五番二から同村駒場一四九五番三六まで | 前 | 一七・〇〇～一八・五〇 | 〇・〇二九キロメートル |
| | 後 | 一七・〇〇～二一・〇〇 | 〇・〇二九キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

**○中国地方整備局告示第百九十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 浜田市長浜町二三三番一から同市長浜町三九三番三まで | 前 | 一一・三四～三五・三九 | 〇・〇六五キロメートル |
| | 後 | 一三・五七～三四・七〇 | 〇・〇六五キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第百九十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 大田市朝山町朝倉字神田四六五番四から同市朝山町朝倉字松尾五四三番二まで | 中国地方整備局及び同局松江国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

**○中国地方整備局告示第二百号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 島根県鹿足郡津和野町森村字天神山イ一三〇二番一から同町森村字天神山イ一二九八番四まで | 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

**○中国地方整備局告示第二百一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 岡山市北区御津中山三本松九一番から同市北区御津中山下三一番まで | 前 | 一〇・六〇～一二・二〇 | 〇・〇二六メートル |
| | 後 | 一一・二〇～一二・八〇 | 〇・〇二六キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

**○中国地方整備局告示第二百二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 岡山県久米郡久米南町下弓削字下沖三七一番四から同町下弓削字上沖三九一番五まで | 前 | 一〇・八〇～二〇・〇〇 | 〇・一七六メートル |
| | 後 | 一二・〇〇～三二・〇〇 | 〇・一七六キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

**○四国地方整備局告示第百二十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

平成二十三年十二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦